

福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例案・条文新旧対照表

○福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成 18 年 6 月 22 日福岡市条例第 47 号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市行政に係る重要な計画 <u>基本計画</u>、実施計画及び各行政分野における基本的な計画をいう。</p> <p>(2) 基本計画 <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に規定する基本構想に基づき市又は区の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。</u></p> <p>(3) 実施計画 基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。</p> <p>(4) 各行政分野における基本的な計画 福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 36 条第 2 項第 1 号に規定する各行政分野における政策の基本的な方針又は計画をいう。</p> <p>（議会の議決及び議会への報告）</p> <p>第 3 条 市長は、<u>基本計画</u>の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（意見の申出）</p> <p>第 5 条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、<u>基本計画</u>の策定、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市行政に係る重要な計画 <u>基本構想</u>、<u>基本計画</u>、実施計画及び各行政分野における基本的な計画をいう。</p> <p>(2) <u>基本構想 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るために定める構想をいう。</u></p> <p>(3) 基本計画 基本構想に基づき市又は区の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。</p> <p>(4) 実施計画 基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。</p> <p>(5) 各行政分野における基本的な計画 福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 36 条第 2 項第 1 号に規定する各行政分野における政策の基本的な方針又は計画をいう。</p> <p>（議会の議決及び議会への報告）</p> <p>第 3 条 市長は、<u>基本構想及び基本計画</u>の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（意見の申出）</p> <p>第 5 条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、<u>基本構想及び基本計画</u>の策定、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。</p>